

平成28年度 入札参加資格 審査申請の 受付について

市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、役務提供および物品供給等の入札参加資格審査申請の受付を下記のとおり行います。申請書書式、添付書類等の詳細は、提出要項（市ホームページに掲載中、また、契約検査課、土山地域市民センター、甲賀大原地域市民センター、甲南第一地域市民センターおよび信楽地域市民センターで配布中）をご覧ください。

※市内業者および準市内業者の受付は次のとおりです。
 (注) 市内業者：本店が市内にある業者
 準市内業者：支店または営業所が市内にある業者

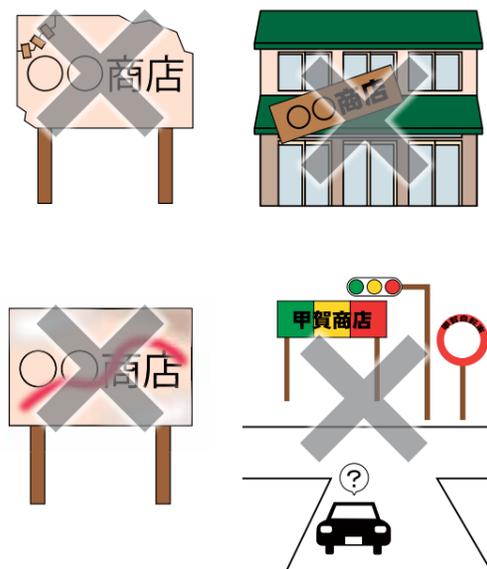
	建設工事	測量・建設 コンサルタント等	物品役務等
受付期間 (郵送不可)	平成28年 1月25日(月) 26日(火)	平成28年 1月21日(木) 22日(金)	平成28年 1月7日(木)～ 1月13日(水) (土日祝除く)
受付場所	水口庁舎3階 第2会議室		
受付時間	9:00～11:30	13:30～16:00	
有効期間	1年間		2年間

※市外業者の受付については提出要項をご覧ください。

問い合わせ
 契約検査課 ☎65-0678 / ☎63-4627

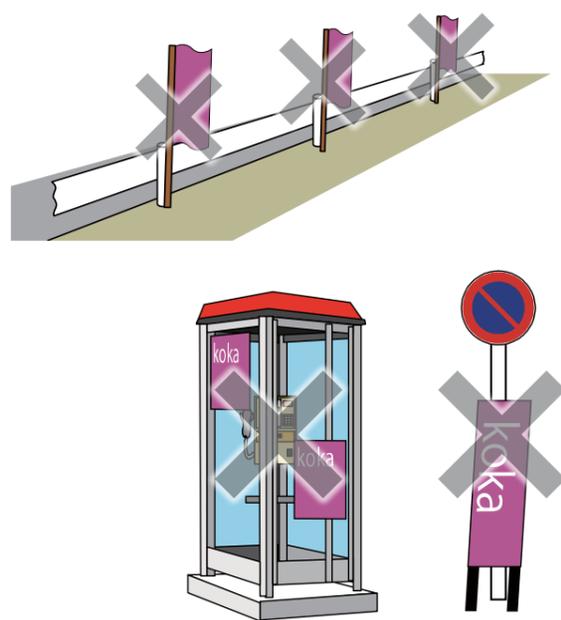
< 禁止広告物の例 >

- 壊れているもの
- 倒れる危険性のあるもの
- 信号機や道路標識に類似するもの



< 禁止物件の例 >

- 街路樹や道路標識、ガードレールなどに広告物を設置できません。



問い合わせ
 都市計画課 都市計画係 ☎65-0719 / ☎63-4601

12月1日から 看板などの設置ルールが変わります 市屋外広告物条例を施行

市の屋外広告物条例が9月議会で可決され、12月1日から施行されます。市は条例で、地域の特性をふまえた上で看板設置などのルールを定めることにより、市内の良好な景観形成の誘導を図るとともに、安全な環境づくりをめざします。この条例では、今ある広告物や立看板などもルール変更対象となります。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、貼紙、立看板、広告旗（のぼり）、広告塔など、常時または一定期間継続して屋外で公衆に対して表示されるものをいいます。

皆さんが地域で設置されるポスターやのぼり旗、立看板などもこれに該当し、条例の対象となるものがあります。詳しくはお問い合わせください。

基準・手続き

△許可基準▽

○屋外広告物の種類に応じて高さや面積などを地域ごとに定めています。基準を「確認してください」。

△申請手続き▽

○屋外広告物を設置される場合は原則許可が必要です。事前にご相談ください。

△経過措置▽

○県条例の基準に適合している屋外広告物で、市条例の施行により基準に適合しなくなるものは、7年以内に改修、移転、除去等をお願いします。

※詳細は市ホームページの都市計画課のページをご覧ください。

< 屋外広告物の例 >

